

## 光ファイバ応用技術専門委員会における 光ファイバ応用技術研究会奨励賞の選奨規程

光ファイバ応用技術専門委員会  
平成 23 年 3 月 16 日 2 版

光ファイバ応用技術専門委員会における「光ファイバ応用技術研究会奨励賞」の選定は、本規程によって行う。

- (1) 本会定款第 6 条ホ項に基づく電子工学および情報通信に関する学術または関連事業に関し、業績ある者の表彰または奨励を行う。
- (2) 奨励の種類および名称は以下の通りとする。
  1. 「光ファイバ応用技術研究会奨励賞」(以下、奨励賞)
  2. 「光ファイバ応用技術研究会学生奨励賞」(以下、学生賞)
- (3) 奨励賞および学生賞を選定するため、光ファイバ応用技術専門委員会に光ファイバ応用技術研究会奨励賞選奨委員会(以下、選奨委員会)を設置する。
- (4) 選奨委員会の構成は、委員長を 1 名、委員は光ファイバ応用技術専門委員会の、専門委員、顧問、幹事とする。また、委員長補佐を設置し、委員長補佐は光ファイバ応用技術専門委員会の幹事補佐とする。
- (5) 受賞候補者は以下の通りとする。
  1. 奨励賞の受賞候補者は、当該年(1 月～12 月)の光ファイバ応用技術研究会において一般講演を行った講演者で、年間最大で 2 件とする(但し、過去の奨励賞授賞者は対象外とする)。
  2. 学生賞の受賞候補者は、当該年(1 月～12 月)の光ファイバ応用技術研究会において一般講演を行った講演者で、年間最大で 1 件とする(但し、過去の学生賞受賞者は対象外とする)。
- (6) 受賞候補者の資格は以下の通りとする。
  1. 奨励賞の受賞候補者は本会会員であることを問わない。ただし、当該研究会の開催年の 12 月 31 日において 33 歳未満の者であること。12 月 31 日が誕生日の者は対象とする。ただし、(6) 2. 項の学生賞の資格に適する者は対象外とする。
  2. 学生賞の受賞候補者は本会会員であることを問わない。ただし、当該研究会の開催時において学生(学部学生、大学院修士・博士課程学生、高専の学生)であること。ただし、就業中の者(いわゆるアルバイトは含まない)は対象外とする。
- (7) 奨励賞および学生賞の選定資格者は、選奨委員のうち、受賞候補者が講演する研究会を聴講した委員とする。ただし、受賞候補者の共著者、共同研究者、同一所属の者は含めない。
- (8) 奨励賞および学生賞の選定は、選奨委員による採点により行う。選奨委員会が受賞候補者を光ファイバ応用技術専門委員会に報告し、承認を得る。
- (9) 奨励賞および学生賞は、賞状及び副賞とする。副賞は授賞 1 件につき 10,000 円の図書券とする。

ただし、受賞対象者への連絡がつかない場合、賞状及び副賞の授与は行わない。

(10) 本規程は平成 23 年 1 月研究会への投稿論文よりその対象とする。

付則

本規程の改訂は、光ファイバ応用技術専門委員会の承認を得るものとする。

本規程は、光ファイバ応用技術専門委員会の Web で公開する。

### 改定履歴

平成 23 年 1 月 7 日 初版

平成 23 年 3 月 16 日 2 版

学生賞の受賞候補者の資格を変更した。

(旧) 当該研究会の開催年の 12 月 31 日において学生

(新) 当該研究会の開催時において学生